

各位

平成 13 年 11 月 22 日

本店所在地	東京都港区西新橋一丁目10番2号
会社名	ソフトバンク・インベストメント株式会社 (コード番号8473 ナスダック・ジャパン)
代表者	代表取締役社長 北尾 吉孝
問い合わせ先	取締役管理本部長 小林 寿之
電話番号	03 - 5501 - 2711(代表)

新株引受権方式によるストック・オプションの付与に関するお知らせ (商法 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の付与)

当社は、平成 13 年 11 月 22 日開催の取締役会において、当社従業員に対する新株引受権方式によるストック・オプションの付与について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株引受権の付与対象者
平成 13 年 12 月 19 日開催予定の当社第 3 期定時株主総会終結時に在職する当社従業員 118 名
2. 新株引受権の目的たる株式の種類
当社普通株式
3. 新株引受権の目的たる株式の数
当社従業員 118 名に対して合計 2,680 株を上限とする。
(各従業員へは 6 株以上、150 株以下)
なお、権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、未行使の新株引受権の目的たる株式の数について次の算式により調整し、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
4. 新株発行価額
新株引受権の目的たる株式 1 株当たりの発行価額は、権利付与日の大阪証券取引所における当社普通株式の終値とする。
なお、株式分割および時価を下回る金額で新株を発行(ただし、転換社債の転換、新株引受権証券による権利行使および商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権行使の場合を含まない)するときは、次の算式により発行価額を調整し、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

5．新株引受権行使期間

平成 15 年 12 月 20 日から平成 23 年 12 月 19 日まで

6．新株引受権行使の条件

- (1) 対象者として新株引受権を付与された者は、死亡以外の事由により新株引受権行使時において当社の取締役または従業員でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお、権利を付与された者が新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、新株引受権付与契約に定める条件により、相続人がこれを行行使することができる。
- (2) 新株引受権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (3) 新株引受権に関するその他の細目については、本定時総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約に定めるところによる。

(注) 上記の内容については、平成 13 年 12 月 19 日開催予定の当社第 3 期定時株主総会において、新株引受権の付与が承認可決されることを条件としております。

以上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先

ソフトバンク・インベストメント株式会社 IR室 03-5501-2711